

## 第2章 上位・関連計画、関連施策

---

- 2-1 上位・関連計画
- 2-2 関連施策
- 2-3 上位・関連計画、関連施策のまとめ



## 第2章 上位・関連計画、関連施策

以降のページにおいて、四角囲みの中は出典元の上位・関連計画等の内容を記載しています。

### 2-1 上位・関連計画

#### (1) 福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年4月30日告示）

春日は、福岡都市圏のうち福岡広域都市計画区域に位置しており、市域を越えて連担した市街地の一部が春日市となっています。

福岡広域都市計画区域においては、福岡市を中心とした都市圏における成長（人口・産業等）が今後もしばらくは続くものと予想されており、土地利用需要に対して区域区分によるコントロールの必要性が高いとされています。

表 福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の対象区域

都市計画区域	範囲	区域区分の有無
福岡広域都市計画区域	福岡市の一部、筑紫野市の一部、春日市、大野城市、宗像市の一部、太宰府市の一部、古賀市の一部、福津市の一部、糸島市の一部、那珂川市の一部、篠栗町の一部、志免町、新宮町の一部、久山町、粕屋町	線引き都市計画区域
宇美須恵都市計画区域	宇美町の一部、須恵町	非線引き都市計画区域
津屋崎都市計画区域	福津市の一部	非線引き都市計画区域
二丈都市計画区域	糸島市の一部	非線引き都市計画区域
朝倉筑前都市計画区域	朝倉市の一部、筑前町	非線引き都市計画区域

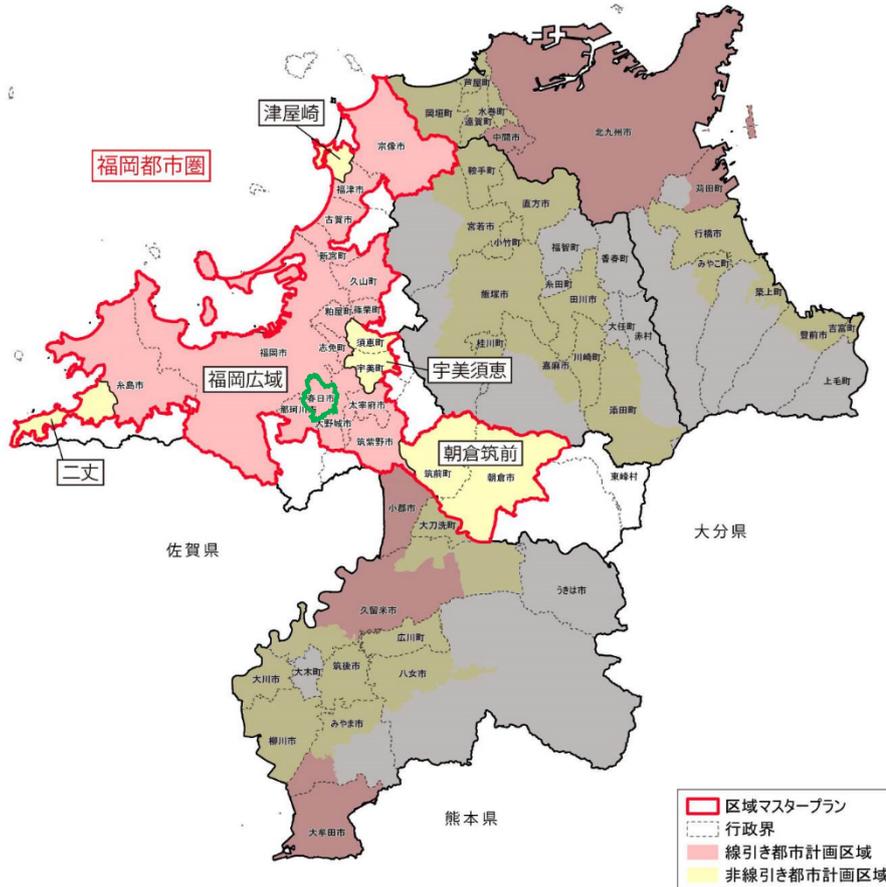


図 福岡都市圏の都市計画区域の指定状況

資料：福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年4月30日告示、福岡県）を基に一部加筆

福岡県が策定した「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、広域的視点から立地の規制・誘導が必要な大規模集客施設について、広域拠点及び拠点への立地を誘導する大規模集客施設の種類や区域を明示することにより、誘導と抑制がなされています。

春日市においては、西鉄春日原駅周辺が広域拠点に指定され、JR博多南駅周辺が拠点に指定されています。

表 福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における大規模集客施設の定義

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・ 娯楽系	商業施設	施設の床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> * <sup>1</sup> を超えるもの	施設の床面積の合計が 10,000 m <sup>2</sup> * <sup>2</sup> を超えるもの
	スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設		
公共・ 公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設	国・県が整備する公共施設
	病院	病床数 200 床* <sup>1</sup> ・* <sup>3</sup> を超えるもの	3次医療圏規模のもの
	福祉施設	収容人数 200 人* <sup>1</sup> を超えるもの	（立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない）
	大学等	学生数が 500 名* <sup>1</sup> を超えるもの	学生数が 500 名* <sup>1</sup> を超えるもの

- ※1 立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。なお、福岡市域の拠点における商業・娯楽系施設については、10,000 m<sup>2</sup>とする。
- ※2 立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。
- ※3 病床数には、療養、精神等を除く。

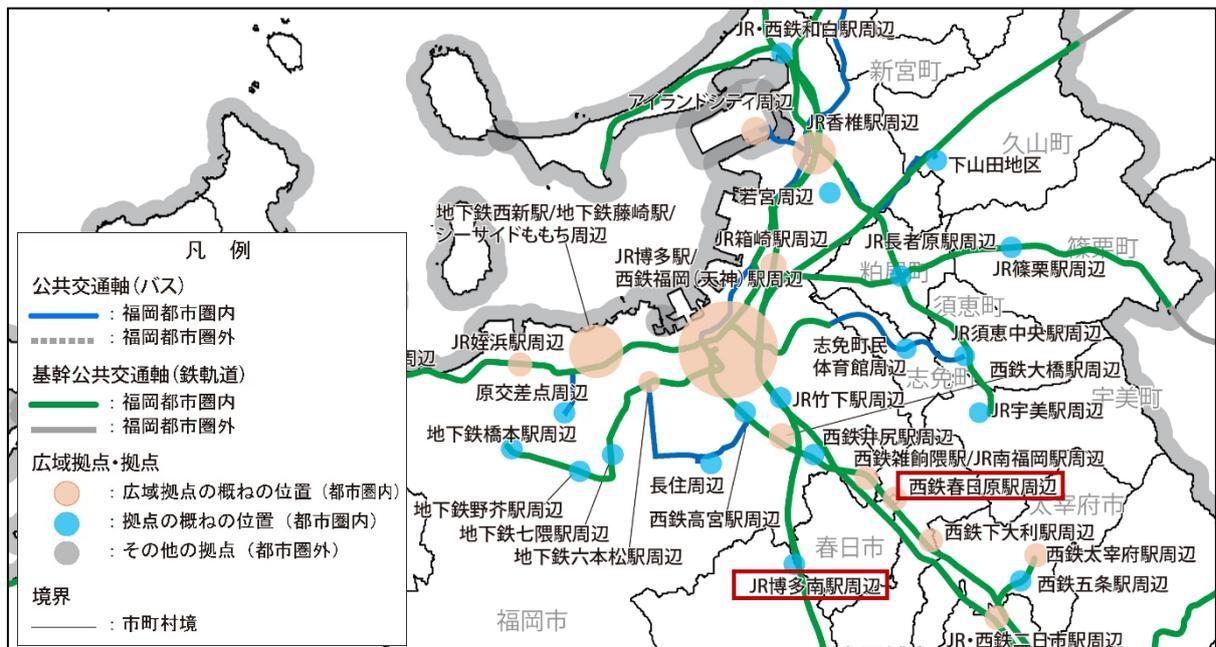
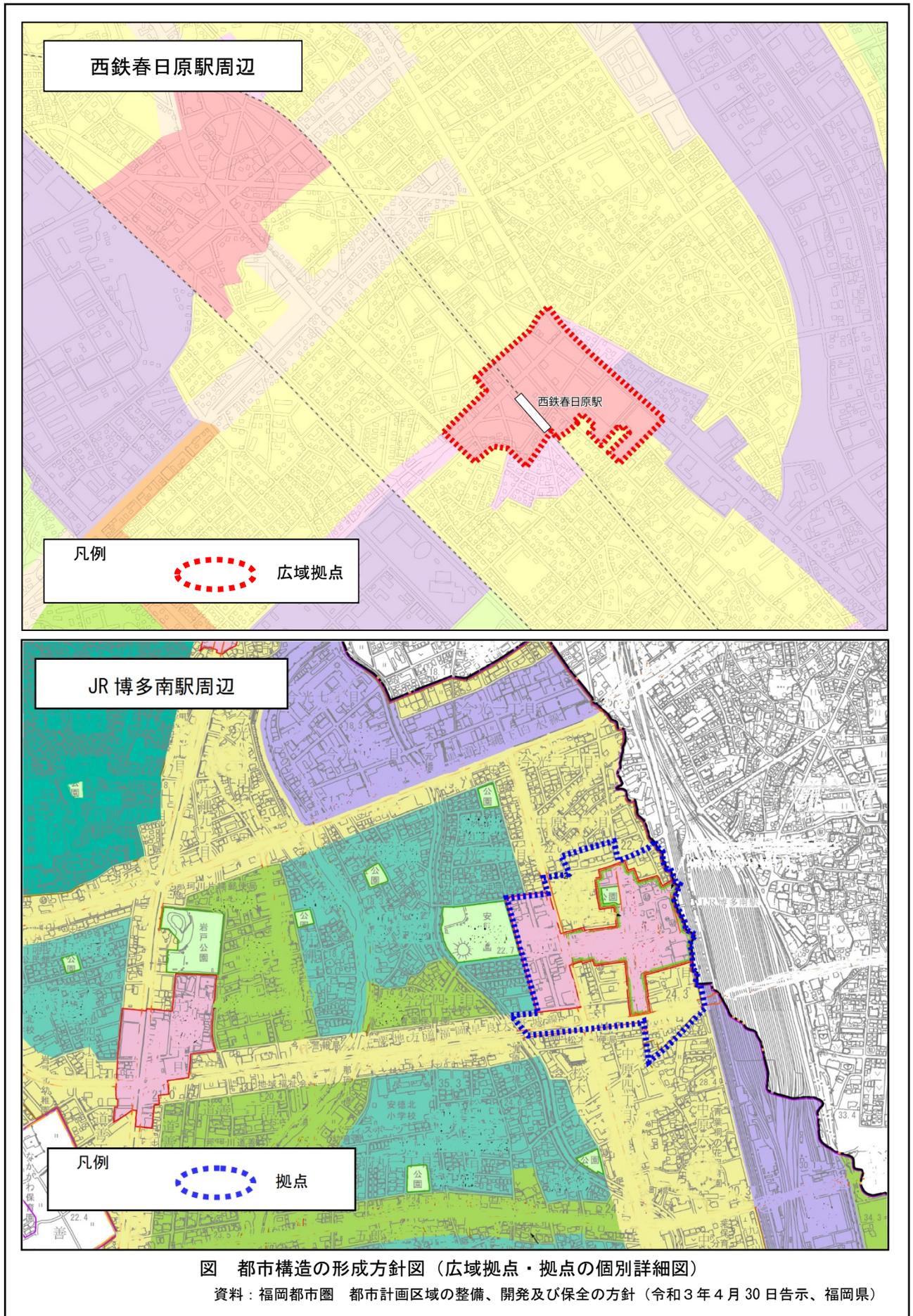


図 都市構造の形成方針図（福岡都市圏）

資料：福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年4月30日告示、福岡県）を基に一部加筆



(2) 第6次春日市総合計画（令和3年3月）

【将来都市像】

住みよさ実感都市 かすが ～つながる はぐくむ 支えあう～

【まちづくりの基本理念】

- 誰もが住み続けたいと思えるまちづくり
- みんなが活躍する協働のまちづくり
- 未来へつなげるまちづくり

【目標人口】

総合戦略の目標である「2060（令和42）年に人口10万人の維持」を達成するため2025（令和7）年度の目標人口を113,274人と設定

【立地適正化計画に関連する政策・施策】

土地利用や都市整備、環境保全、防災に係る施策

- 政策4-1 良好な住環境の確保では、都市空間の形成（都市計画に係る規制の見直し、「春日市地区まちづくり条例」による地区まちづくりの支援など）、空き家対策の推進（空き家の利活用の促進、特定空家等に対する措置など）が掲げられています。
- 政策4-2 交通体系の整備・維持では、都市計画道路の整備、交通結節点の整備（西鉄春日原駅周辺整備事業など）、公共交通体制の整備等が掲げられています。
- 政策4-4 憩いの空間の整備・維持では、公園・緑地の整備、ため池の保全等（将来的なため池のあり方の検討など）等が掲げられています。
- 政策4-6 防災体制の充実では、災害対策の推進（地震災害や風水害による被害の減少、災害対応能力の向上）や地域防災体制の整備等が掲げられています。

基本目標4 良好な住環境の中で、安心して快適に暮らせるまち ～都市整備・安全安心～

政策4-1 良好な住環境の確保

【基本方針】 地域の特性に合わせて、調和のとれた都市空間・都市景観の形成を推進するとともに、空き家の対策や市営住宅の整備を推進することで、誰もが安全で快適に暮らすことができる良好な住環境を将来にわたって維持していきます。

政策を推進する主な施策	施策の主要な展開
1 都市空間の形成	①都市計画に係る規制の見直し、②「春日市地区街づくり条例」による地区街づくりの支援 ③調和のとれた住宅市街地の形成、④地籍調査の推進
2 景観の形成	①良好な都市景観の形成、②違反広告物の撤去
3 空き家対策の推進	①空き家の適正管理意識の向上、②空き家の利活用の促進、③特定空家等に対する措置
4 市営住宅の整備	①市営住宅の全棟建替、②市営住宅の計画的な修繕等

政策4-2 交通体系の整備・維持

【基本方針】 計画的に道路整備を進め、誰もが安全で快適に通行できる道路空間を構築します。また、公共交通体系の充実や、市民の利便性の向上に努め、魅力ある都市空間の形成を推進します。

政策を推進する主な施策	施策の主要な展開
1 都市計画道路の整備	①都市計画道路の計画的な整備
2 一般市道の整備	①安全で快適な一般道路の整備、②歩行者等の安全確保
3 交通結節点の整備	①西鉄天神大牟田線連続立体交差事業の促進 ②西鉄春日原駅周辺整備事業の推進
4 公共交通体系の整備	①コミュニティバス「やよい」の利用促進、②路線バスの充実

**政策 4-4 憩いの空間の整備・維持**

【基本方針】 緑地やため池等の貴重な自然環境を積極的に保全・活用し、市民が身近に緑を感じることができるような緑豊かなまちづくりを目指します。また、市民が公園や緑地等を憩いの場として活用できるように、将来の人口動態や市民の利用ニーズに応じた再整備を行います。

政策を推進する主な施策	施策の主要な展開
1 自然環境の保全	①自然の緑の保全、②緑化の推進
2 公園、緑地の整備	①公園や緑地の維持管理及び再整備、②公園愛護活動の推進
3 ため池の保全等	①将来的なため池のあり方の検討、②ため池周辺の環境維持

**政策 4-5 環境保全と循環型社会の推進**

【基本方針】 地球的な視野で環境を考え、環境への負荷を軽減し、低炭素化の推進や限りある資源に配慮した社会経済システムへの転換が求められています。将来の世代に良好な環境を伝えていくことができるよう、地球温暖化の防止や環境保全の促進に努め、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

政策を推進する主な施策	施策の主要な展開
1 地球環境の保全	①地球温暖化対策の推進、②環境負荷軽減の推進
2 生活環境の保全	①快適な生活環境の保全、②犬や猫などのペットの適正飼養、適正管理の促進
3 循環型社会の推進	①ごみを出さない生活様式への転換の促進、②食品ロス削減の推進
4 効率的なごみ処理等の推進	①共同処理体制による効率的な可燃ごみ処理を継続 ②共同処理体制による効率的な不燃ごみ処理を継続

**政策 4-6 防災体制の充実**

【基本方針】 災害による市民生活への不安が増大しており、市民の防災に対する関心や意識が高まっています。市民、地域、関係機関、行政などが一体となって、人命を守り、財産を保護し、社会生活を維持することができる災害に強いまちの実現を目指します。

政策を推進する主な施策	施策の主要な展開
1 地域防災体制の整備	①自主防災組織の活性化、②地域で避難行動要支援者の避難支援ができる体制の構築
2 災害対策の推進	①地震災害による被害の減少、②風水害による被害の減少、③災害対応能力の向上
3 消防・救急体制の充実	①消防団の組織力の強化、②消防組合及び消防団との連携強化
4 危機管理対策の推進	①危機管理体制の強化

表 代表的な指標

施策	指標	現状値	目標値
良好な住環境の確保	市民の居住意向（住み続けたい）	91.4% 平成30（2018）年度	↗ 令和7（2025）年度
	良好な住環境の形成に対する市民の満足度	61.4% 平成30（2018）年度	↗ 令和7（2025）年度
	特定空家等の認定件数	3件 令和2（2020）年度	2件以下 令和7（2025）年度
交通体系の整備・維持	都市計画道路の整備率	76.1% 令和元（2019）年度	78.7% 令和7（2025）年度
	歩道の環境整備に対する市民の満足度	43.1% 平成30（2018）年度	↗ 令和7（2025）年度
	コミュニティバス「やよい」利用者数	284,540人 令和元（2019）年度	300,000人 令和7（2025）年度
憩いの空間の整備・維持	公園の整備に対する市民満足度	73.5% 平成30（2018）年度	↗ 令和7（2025）年度
	緑化の推進に対する市民満足度	64.6% 平成30（2018）年度	↗ 令和7（2025）年度
防災体制の充実	自主防災組織の訓練実施割合	80.0% 令和元（2019）年度	100% 令和7（2025）年度
	地域支え合いカードの登録率	34.5% 令和元（2019）年度	50.0% 令和7（2025）年度
	災害時の避難場所を知っている市民の割合	73.9% 令和2（2020）年度	90.0% 令和7（2025）年度
	消防団員の人数	112人 令和2（2020）年度	128人 令和7（2025）年度
持続可能な財政運営	健全化判断比率における早期健全化基準	基準値未満 平成30（2018）年度	基準値未満 令和7（2025）年度
	市税の平均収納率（現年分）	99.52% 平成30（2018）年度	99.53% 令和7（2025）年度
	公共施設等総合管理計画に沿った公共建築物の改修等の実施	10件 平成30（2018）年度	52件 令和7（2025）年度

※都市機能、安全安心、財政に係る指標のみを抜粋。

**(3) 第2期春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）**

人口ビジョンに掲げる人口の将来展望を達成するために、2020（令和2）～2024（令和6）年度の5年間を計画期間として、必要となる施策や目標値を取りまとめています。

**①人口ビジョン****2060年に人口10万人の維持をめざす**

- ・自然動態：今後も子育てしたいと思える環境を充実させ、「出生率の上昇」を目指す。
- ・社会動態：良好な住・教育環境の維持・向上を図り、「転入・転出に伴う人口増の維持」を目指す。

**②まち・ひと・しごと総合戦略における施策**

都市機能に係る施策は、「基本目標2 九州で最も住みやすい魅力あるまちづくり」、「基本目標3 超高齢・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり」において、以下の取組が掲げられています。

<基本目標2 九州で最も住みやすい魅力あるまちづくり>

- 指針1 商工業の振興
  - ・創業支援事業の推進（創業インキュベータータウン事業）
- 指針2 交通機能など都市機能の充実
  - ・都市計画道路の整備
  - ・西鉄春日原駅周辺の環境整備
  - ・公共交通ネットワークの維持・向上
- 指針5 生活環境の保全
  - ・空き地・空き家の対策

<基本目標3 超高齢・人口減少社会に対応した持続可能なまちづくり>

- 指針3 都市の再構築
  - ・ファシリティマネジメントの推進（公共施設等総合管理計画の推進）

(4) 春日市国土強靱化地域計画（令和3年3月）

第6次春日市総合計画と一体的に策定された計画で、計画期間は2021（令和3）年度～2025（令和7）年度の5年間となっています。

「国土強靱化基本計画」及び「福岡県地域強靱化計画」に掲げられている基本目標を踏まえ、かつ、第6次春日市総合計画における将来都市像「住みよさ実感都市 かがすが ～つながる はぐくむ 支え合う～」の実現に向けて、地域の強靱化を推進する計画としています。

地域の強靱化に向けた取組は、起きてはならない最悪の事態に対応する総合計画の施策を掲げています。都市整備・安全安心分野の「良好な住環境の確保」、「交通体系の整備」について、以下のように整理しています。

**表 第6次春日市総合計画基本計画の政策・施策と「起きてはならない最悪の事態」の関係図**

第6次春日市総合計画 政策 施策		起きてはならない最悪の事態					
		地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死者の発生	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死者の発生	刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	交通インフラの長期にわたる機能停止
良好な住環境の確保	都市空間の形成	●					
	景観の形成						
	空き家対策の推進	●					
	市営住宅の整備	●					
交通体系の整備・維持	都市計画道路の整備	●	●	●	●	●	
	一般市道の整備	●	●	●	●	●	
	交通結節点の整備	●	●	●	●	●	
	公共交通体系の整備					●	
憩い空間の整備・維持	自然環境の保全						
	公園、緑地の整備	●					
	ため池の保全等						●

※政策・施策は都市整備・安全安心分野のみを抜粋。●は「起きてはならない最悪の事態」に対応する施策を示す。

(5) 第2次春日市都市計画マスタープラン（令和3年9月）

第2次春日市都市計画マスタープランにおいては、戦略的に人口増加と人口流出抑制、持続可能なまちづくりを図ることを目的に、今後も人々から居住の場として選ばれる都市として、都市機能、都市施設、都市環境を総合的に進めていくものとしています。

まちづくりの理念	～福岡で最も「住みよい」都市づくり～ 人と地域をつなぐ 機能的でこころやすらぐまち かが
まちづくりの目標	整備方針
①住みたい・住み続けたいと思うまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民が主体となり住みよい環境を創造するまちづくり</li> <li>○ 春日らしさを持ち、潤いと豊かさを実感できるまちづくり</li> <li>○ 魅力的なまちの「顔」を持つ、賑わいがあり便利なまちづくり</li> <li>○ 誰もが快適に移動できるまちづくり</li> <li>○ 安全に安心して住み続けることができるまちづくり</li> </ul>
②多様な世代の需要に対応した定住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者が安心して生活できるまちづくり</li> <li>○ 子育て世代が住みやすいまちづくり</li> <li>○ 公共交通の利便性の高さを活かしたまちづくり</li> <li>○ 多様な人々のライフスタイルに対応できるまちづくり</li> </ul>



図 将来都市構造図

表 将来都市構造におけるゾーン・拠点・軸の位置付け

区分	拠点区分	構成・内容
住みよいまちを実現する居住ゾーン形成	都市型居住ゾーン	○鉄道駅に比較的近い区域は、福岡都心部へのアクセス利便性の高さと商業集積(生活サービスの利便性)を活かして、マンションから戸建て住宅まで多様な居住の需要に対応した居住ゾーンを形成します。
	中央居住ゾーン	○本市らしさを活かした3つの居住ゾーン(都市型居住ゾーン・歴史文化居住ゾーン・水と緑の居住ゾーン)に囲まれ、本市のほぼ中央に位置する区域は、本市の魅力である「歴史・自然・文化・スポーツ」の要素のすべてを持つことから、今後も市民活動交流拠点を中心に、その魅力と利便性を活かした居住ゾーンを形成します。
	歴史文化居住ゾーン	○市北部は、住宅地域内に多数の歴史的資源が点在し、調和のとれた環境が形成されていることから、今後も歴史文化を感じる落ち着いた居住ゾーンを形成します。現状の比較的静かな環境の維持を図りながら、防災性の向上と歴史性を活かした空間形成等を図ります。
	水と緑の居住ゾーン	○市南部は、ため池と公園・緑地に恵まれた、本市を代表するゆとりのある住宅地が形成されています。大型店舗も近接しており、自然の豊かさと生活利便性が両立した福岡都市圏内でも有数の良好な居住ゾーンを形成します。
市民生活サービスの中心になる拠点形成	中心拠点	○西鉄春日原駅周辺の商業地は、本市の中心地であり、「まちの顔」にふさわしい魅力的で利便性の高い商業地を形成します。「福岡で最も住みよい都市」の玄関口及び中心商業地として、魅力ある駅前空間(景観)の形成と生活に豊かさを与える商業機能の集積を図ります。
	地域拠点(駅前拠点)	○JR春日駅、JR大野城駅、JR博多南駅、JR南福岡駅、西鉄雑餉隈駅及び西鉄白木原駅周辺は、鉄道駅に近接する利便性を生かしつつ、近隣市と連携して既存の商業集積の維持・充実を図り、市民の生活サービスの拠点形成を図ります。 ○JR南福岡駅については、本市側からのアクセス利便性の向上(送迎広場の確保等)を図ります。
	市民活動交流拠点	○幹線道路沿道に形成されている既存商業地(商店街)や大型店舗地は、現在の商業機能の充実により地域住民の生活サービス地としての拠点形成を図ります。
	生活サービス拠点	○春日市ふれあい文化センター、総合スポーツセンター周辺は、各種公共施設が集積していることから、市民生活の活動の拠点として利便性の維持・向上を図ります。
	行政拠点	○春日市役所、クローバープラザ、春日警察署周辺は、市民サービスに関する各種行政施設が集積していることから、行政サービスの拠点として利便性の維持・向上を図ります。
拠点や都市機能を結ぶ連携軸の設定	広域連携軸	○(都)福岡筑紫野線、(都)長浜太宰府線、(都)那珂川宇美線、(都)井尻姪浜線、(都)井尻粕屋線、(都)福岡前原線は、福岡都市圏の機能連携を担う広域的な交通軸と位置付け、道路交通の円滑化を図ります。
	地域連携軸	○(都)大土居下の原線、(都)光町大土居線、(都)筒井小倉線、(都)現人橋乙金線、主要地方道大野城二丈線、主要地方道福岡早良大野城線の一部は、本市の東西及び近隣市の地域拠点を結ぶ交通軸と位置付け、道路交通の円滑化を図ります。
春日らしさを活用・演出するシンボル軸設定	主要生活シンボル軸	○(都)大土居下の原線、(都)光町大土居線、(都)筒井小倉線は、市内の3つの鉄道駅である「西鉄春日原駅・JR春日駅・JR博多南駅」へのアクセス軸であるほか、本市の主要な施設を東西に結んでおり、市民生活の中で最もシンボル性の高い交通軸として位置付けます。
	交流シンボル軸	○中央居住ゾーンの幹線道路は、市中央部の回遊軸であり、市内の各拠点や資源をネットワークする骨格を形成していることから、市民の交流活動を支えるシンボル性の高い交通軸として位置付けます。
	水と緑のシンボル軸	○水と緑の居住ゾーンの幹線道路は、福岡都市圏内でも有数の良好な居住ゾーンにふさわしい緑豊かで快適な交通軸を形成します。
	歴史文化のシンボル軸	○歴史文化居住ゾーンの幹線道路は、歴史的資源等にアクセスする骨格を形成していることから、歴史文化を感じる交通軸を形成します。
	市民活動シンボル軸	○市中央部の(都)小倉紅葉ヶ丘線、ふれあい通り(春日市道1級第5号路線)は、市民活動交流拠点へのアクセス軸として、シンボル性の高い街路空間を形成します。

表 土地利用の配置及び規制、誘導の方針

区分		方針
住居系	<b>低層住宅地</b> (第一種低層住居専用地域、第一種住居地域)	【南部の戸建住宅地を中心とした住宅地】 ○ゆとりある住環境の保全 ○多様な世代が暮らせるように住み替えを促進 ○高齢者が住みやすい住環境の形成
	<b>中高層住宅地</b> (第一種・第二種中高層住居専用地域)	【中央居住型、歴史文化共生型】 ○多様な世代の住宅需要への対応や老朽化した既存不適格建築物の建替え等を可能とする都市計画に係る規制の緩和を検討
	<b>都市型住宅地</b> (第一種住居地域)	【西鉄春日原駅、JR 春日駅、JR 大野城駅及び JR 博多南駅に近接する住宅地】 ○戸建住宅から中高層の集合住宅まで多様な住宅の立地促進・誘導 ○鉄道駅近接の利便性を活かした多様な住宅需要への対応と定住促進を目的として、周辺への環境に配慮した高度利用
商業系	<b>中心商業地</b> (商業地域)	【西鉄春日原駅周辺の商業地】 ○まちの顔となる魅力ある商業機能等の充実を重点的に推進 ○商業・業務施設等の立地を誘導 ○居心地がよく歩きたくなるウォーカブルなまちなかの形成／商店主や地域住民等で形成された組織を主体としたエリアマネジメントによる推進の検討
	<b>近隣商業地</b> (近隣商業地域)	【住宅地域内の幹線道路等の交差点付近に形成されている商業施設集積地】 ○地域住民等を対象とした生活サービス関連の商業・業務施設の立地を促進
	<b>沿道サービス地</b> (第一種・第二種住居地域、準住居地域)	【住居系土地利用を区分している幹線道路（都市計画道路）に沿った地域】 ○飲食・物販を中心とする沿道型生活サービス施設及び沿道業務施設等の立地を促進
	<b>大型店舗地</b> (商業地域)	【大規模商業施設が立地している地区】 ○現状の商業機能の維持・向上を促進
住工共存地	(準工業地域)	○陸上自衛隊福岡駐屯地周辺の住宅地：住環境の保全と工業用地としての利便性の確保の両立 ○桜ヶ丘地区：地区計画の目的に沿った良好な住環境の維持・向上 ○JR 博多南駅及び博多総合車両所：博多方面への重要な交通結節点として今後も機能維持

## (6) 第2次春日市緑の基本計画（令和3年9月）

目標年度を令和22年度とし、「都市公園や緑地の効率的・効果的な維持管理・再整備等」、「市民・事業者と連携した緑の確保」、「防災性の向上の観点からみた緑の役割」の3つを策定ポイントとして、策定しています。

「緑の質の向上」とその実現のための「財源の確保」に向けた先導的取組を「かすがグリーン・リノベーション（緑の総合的な質の向上）」として掲げ、実現に向け先導的に推進する、としています。

### ①理念

「みんなでつなぐ ふるさとかすがの緑」

### ②基本方針

- 守る／市の文化・歴史が薫る自然環境の保全
- 育む／豊かな住宅都市を彩る緑の整備・管理
- 活用する／守り育まれた緑が持つ多様な機能の活用

### ③系統別緑の配置方針

系統	配置方針
自然環境系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○二大公園やため池とその周辺の緑地を基調とした豊かな自然環境の形成</li> <li>○奴国の丘歴史公園・弥生の森を中心とした歴史遺産と自然環境の保全</li> <li>○点在する農地・ため池のあり方の検討</li> </ul>
レクリエーション系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官民連携による春日公園・白水大池公園、奴国の丘歴史公園・須玖岡本遺跡の魅力の向上</li> <li>○くつろぎ核や地域住民交流核となる公園をはじめとした公園再整備</li> <li>○公園緑地が不足するエリアでの地域住民の交流の場や緑の確保</li> <li>○点在する小規模な児童遊園や緑地のあり方の検討</li> <li>○主要な公園や交流施設をつなぐシンボル軸の形成</li> </ul>
防災系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ため池の適切な維持管理による貯水機能の発揮</li> <li>○道路・公園等公共施設の緑の保全と開発時の緩衝緑地等の確保</li> <li>○一時避難場所・広域避難場所となる公園緑地における防災機能の充実</li> </ul>
景観系	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の緑を特徴づける歴史・文化資源の保全と活用</li> <li>○西鉄春日原駅周辺等、市の顔となる拠点の緑化による良好な景観形成</li> <li>○低層住宅地の緑化推進による緑豊かな市街地の形成</li> </ul>

### ④先導的取組 「かすがグリーン・リノベーション」の推進

緑の質の向上	(主な関連事業) ○街区公園等の新設・配置計画の検討 ○緑化重点地区の指定	○ポケットスペースの設置 ○花いっぱい運動の展開
財源の確保	(主な関連事業) ○都市緑地整備 ○パークマネジメント体制の構築支援	○ Park-PFI 制度活用検討

## (7) 春日市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）

計画期間を平成29年度～令和38年度の40年とし、今後の公共施設等（公共建築物＋インフラ資産）のあり方を包括的に検討するものとして策定しています。

公共施設の基本方針としては、「施設の長寿命化」、「施設の適正配置」、「運営・維持管理の効率化」の3つを掲げています。

公共建築物の縮減目標として、40年後に延床面積の23%縮減を掲げています。

表 施設類型ごとの管理に関する基本方針

施設類型	対象施設	方針
行政系施設	市役所	予防保全型管理の計画的な実施／災害時の防災拠点施設としての充実／維持管理や省エネルギー化への配慮
	消防施設	予防保全型管理の計画的な実施
学校教育系施設	小中学校等	予防保全型管理の計画的な実施／施設のバリアフリー化／大規模改修や更新のタイミングに合わせ、他施設との統合や複合化についての検討
公営住宅	市営住宅	適切な維持管理（日常的な保守点検／住棟単位での修繕履歴の整理・把握）／多様な入居者に応じたバリアフリー化の整備／予防保全型管理の計画的な実施／施設更新におけるPPP/PFIの活用等について検討
幼稚園・保育所	保育所	適切な維持管理（日常的な保守点検）／施設のバリアフリー化の整備／継続的なサービスの提供／将来的な利用者ニーズや施設の老朽化状況などを踏まえた統合・複合化等についての検討
幼児・児童施設	児童センター、放課後児童クラブ	日常的な保守点検や修繕等の履歴の整理・把握／放課後児童クラブにおける定期的な施設点検・管理／将来的な利用者ニーズなどにより、統合についての検討／利用状況などを踏まえた施設のバリアフリー化
高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、その他保健施設	老人福祉センター、シルバー人材センター、福祉パレット館、いきいきプラザ、春日市福祉団体等連絡事務所	日常的な保守点検や修繕等の履歴の整理・把握／耐震性能を有していない施設について耐震化の検討／将来的な利用者ニーズや施設の老朽化状況などによっては統合についての検討／利用状況などを踏まえた施設のバリアフリー化
集会施設	公民館、コミュニティセンター、共同利用施設	目標供用期間を設定に基づく予防保全型管理の計画的実施／日常的な維持修繕／大規模改修や更新時期に合わせた施設の複合化・統廃合の検討／施設にあったコスト削減／大規模改修工事計画に併せた施設のバリアフリー化
文化施設	ふれあい文化センター	予防保全型管理の計画的実施／指定管理者制度を活用した維持管理・運営コスト軽減とサービス向上
博物館等	奴国の丘歴史資料館等	予防保全型管理の計画的実施（適切な時期での必要な改修の実施）
スポーツ施設	総合スポーツセンター、温水プール、野球場管理棟	快適で魅力あるスポーツ・レクリエーションの場の提供／スポーツセンターの予防保全型管理の計画的実施／吊り天井等の適切な耐震化／指定管理者制度の継続的推進／ナイター照明の省エネルギーに配慮した設備更新
公園・その他施設	白水大池公園管理棟、バス待合室及び乗務員休憩室	施設にあったコスト削減の検討（維持管理業務の包括的な発注や指定管理者制度の活用など）／日常的な保守点検や修繕等の履歴の整理・把握／春日まちづくり支援センター・ぶどうの庭における効率的な改修もしくは他施設との統合・複合化等を検討

(8) 春日市高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画（令和3年3月）

介護予防につながる環境（基盤）づくりとして、いきいきプラザ、総合スポーツセンター、ナギの木苑は、健康運動トレーニングや介護予防、介護予防に係るボランティア育成のための様々な活動の展開を進める、としています。

多種多様なニーズに向けた相談体制の充実として、東地域包括支援センターを増設し北・南・東の3地域とする、としています。

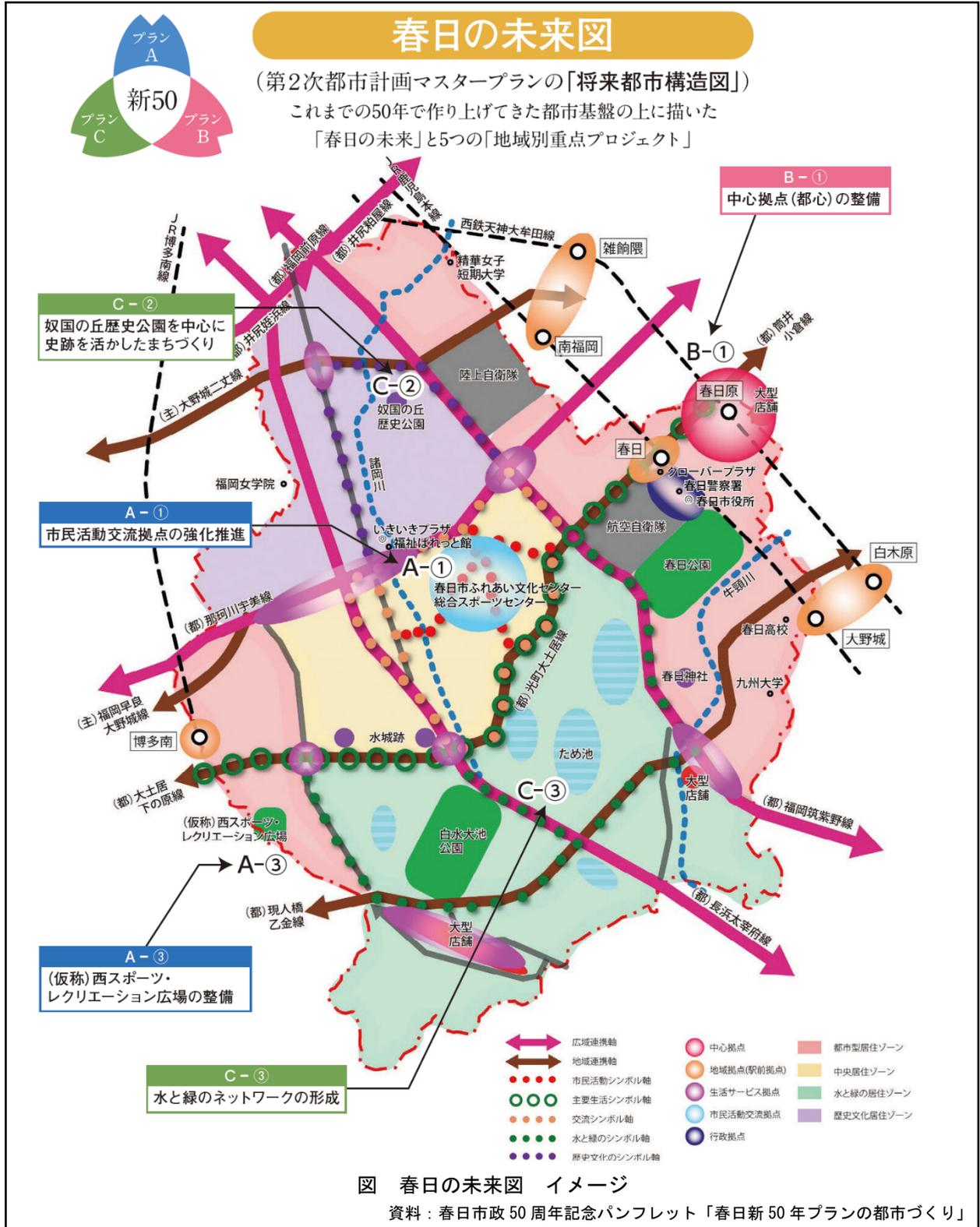
また、2040年度を見据えたサービス提供体制の確保として、地域密着型特別養護老人ホーム1施設を開設する、としています。

基本理念 みんなで支えあい 高齢者やその家族が安心して自分らしく暮らせる		
【基本目標】	【取組み方針】	【施策展開の方向性】
基本目標1 自分らしく生き生きとした暮らしを継続できる体制づくり	① 介護予防につながる環境（基盤）づくり	① 市の一般介護予防事業の継続実施と充実 ② 介護予防の取組みを支える担い手の養成と活動支援 ③ 社会情勢の変化に順応する取組みの推進
	② 自分に合った介護予防をできる体制づくり	① 地域等での介護予防に関する取組みの支援 ② 高齢者の活動の場に対する支援
	③ 要支援者等の自立支援・重度化防止への取組み体制の強化	① 多職種による支援体制の推進 ② 自立支援・重度化防止に関する実践的な知識の普及
基本目標2 高齢者、家族が安心して暮らせるよう多様化・複合化するニーズに対応できる体制づくり	① 多種多様なニーズに向けた相談体制の充実	① 地域包括支援センターの増設 ② 関係機関の連携を活かした適切な支援体制の構築 ③ 介護職・医療職間の情報共有のさらなる円滑化
	② 地域ニーズに取り組むための仕組みづくりの推進	① 地域の見守り体制の推進 ② 生活支援コーディネーターの状況に応じた活動推進と「協議体」の展開 ③ 地域におけるサービス資源の把握・開発 ④ 在宅医療と介護の円滑な提供に向けた体制構築
	③ 認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる支援体制の構築	① 認知症に関する情報の普及啓発の強化 ② 早期発見、早期受診、早期対応に向けた専門職による支援体制の充実 ③ 認知症バリアフリー等の推進 ④ 権利擁護の理解の推進と地域連携ネットワークの構築
基本目標3 介護保険等公的サービスの充実と適切な利用体制づくり	① 2040年度（令和22年度）を見据えたサービス提供体制の確保	① 介護保険サービスの適切な提供体制の確保
	② 介護サービスの適切な利用の推進	① 介護保険制度やサービス内容等の周知 ② 公正な要介護等認定の取組み ③ 介護給付の適正化・効率化の推進 ④ 介護保険料及び介護サービス費用の公正な負担の確保 ⑤ 保険者と地域包括支援センターの機能等の強化
	③ 介護人材確保・定着のための支援	① 合同面談会の手法等の見直し ② 介護人材のすそ野拡大 ③ 介護職の魅力発信 ④ 介護現場の生産性の向上に係る取組み支援 ⑤ 職場定着の取組み支援
	④ 介護事業者に対する適切な支援	① 集団指導・実地指導の継続的な実施 ② 事業所の災害・感染症対策の支援 ③ 居宅介護支援事業者に対する支援の推進 ④ 事業所の地域活動の支援
	⑤ 在宅生活の継続等につながる介護保険給付外サービスの推進	① 介護予防・生活支援サービス事業の効果的な実施 ② 高齢者福祉サービスの効果的な活用・推進

## 2-2 関連施策

### (1) 春日新50年プラン（令和4年11月策定）

春日新50年プランは、第6次春日市総合計画と第2次春日市都市計画マスタープランに基づき、「協働のまちづくり」のハード面の基盤整備を推進する3つのプランを掲げており、以下の図及び次頁に掲げる5つの地域別重点プロジェクトを進める、としています。



**プランA**

**市民活動拠点の整備**

- ① 市中央部の「市民活動交流拠点」の強化推進  
市中央部(総合スポーツセンター・ふれあい文化センター周辺)に地域共生社会の拠点施設(社会福祉協議会の事務所等)を整備し、市民活動と交流の拠点づくりを強化推進します。
- ② 小中学校の地域開放の推進  
コミュニティ・スクールである小中学校の多目的教室にエアコンを整備し、地域行事に活用するなど、学校施設の地域への開放を推進します。
- ③ スポーツ施設の整備・有効活用  
西野球場とその隣接地を「(仮称)西スポーツ・レクリエーション広場」として整備したり、既存施設の有効活用等により、全市的にバランスのとれたスポーツ環境を確保します。



新たな地域共生社会の拠点施設の整備予定地(コミュニティバスセンター付近)

**プランB**

**都市機能の向上推進**



西鉄春日原駅新駅と駅前広場の整備イメージ

- ① 市の都心「中心拠点」整備  
西鉄春日原駅周辺の土地の高度利用等により、歩きたくなる空間と魅力ある商業地を形成し、地域や民間事業者と協働して、春日市の都心にふさわしいエリアにします。
- ② 都市計画道路等の整備推進  
主要な都市計画道路の整備や交差点改良等を推進し、交通渋滞対策に取り組みます。
- ③ 高さ規制の見直し  
「春日市に住みたい」「住み続けたい」という思いに応えるため、既存の住環境に配慮しつつ、建築物の高さ規制の緩和と推進等の都市計画の見直しに取り組みます。

**プランC**

**歴史自然景観の整備**

- ① 溜池保全の見直し  
水資源の利用、雨水調整、都市景観等の観点から将来にわたって保全していく溜池を明確にし、防災工事や活用を促進します。
- ② 史跡を活かしたまちづくり  
日本史上最初の国「奴国」の中心地とされる「須玖岡本遺跡」を含む奴国の丘歴史公園周辺の整備活用など自然と歴史が一体となった環境づくりを進めます。
- ③ 水と緑の都市空間の形成  
市民の憩いの場として親しまれている春日公園と白水大池公園を中心に、溜池、公園、緑地、街路樹等を活かした「水と緑のネットワーク」等自然と調和した都市空間づくりを進めます。



奴国の丘歴史公園周辺の整備イメージ

(2) 春日市中央部市民活動交流拠点複合施設基本構想及び土地利用基本構想（令和6年3月）

春日新50年プランに掲げた「市民活動交流拠点の強化推進」について、春日市中央部（大谷地区の総合スポーツセンター、ふれあい文化センター周辺）に、市内の福祉施設などを移転集約し、市民活動と交流の活性化につながる新たな複合施設を整備することなどを通して、誰もが行きやすく行きたくなるエリアとすることを目指し、複合施設の整備及び対象エリアの土地利用に関する基本構想を策定しています。

基本理念	<b>誰もが行きやすく行きたくなる市民活動交流拠点 （地域共生社会の拠点）の形成</b>
基本方針	整備方針
①活動交流機能の 拡充・強化	<p><b>【地域共生社会等の拠点となる複合施設整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな福祉ニーズに対応するとともに、生活利便性の向上を図るため、移転対象施設の機能が効果的かつ効率的に補完・連携される複合施設を整備する。</li> <li>○民間収益施設やイベントスペース、サードプレイス等、多機能でありながら柔軟な利用ができる施設を整備する。</li> </ul> <p><b>【潤いと憩いの場】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な人々の交流や出会いが生まれ、市民活動が促進されるよう、各分野の機能をゆるやかに繋ぐ潤いと憩いの場を確保する。</li> </ul> <p><b>【既存施設の魅力向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本件エリアの既存施設（ふれあい文化センター・市民図書館、総合スポーツセンター）は、生涯学習拠点、スポーツコミュニティ拠点として、エリア外の類似施設との機能を棲み分けし、気軽な日常利用を促進する。このため、既存施設の魅力向上をめざし、新たな機能を付加することで利用者の裾野を広げ、市民活動を高める。</li> </ul>
②エリアの顔と 軸の形成	<p><b>【エリアの顔の設置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本件エリアの顔となるシンボルの形成により、エリアの拠点性を高める。</li> </ul> <p><b>【施設連携軸の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本件エリアの各施設について、垣根のない利用促進による市民活動や交流を創出するため、施設間の移動動線を見直し、施設連携軸を形成する。</li> </ul>
③交通利便性の 確保	<p><b>【アクセス環境改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の日常のコミュニティバス利用の維持とともに、市域全体からの利用促進、拠点形成に伴う利用者増に対応するため、コミュニティバスセンターの機能充実を図る。</li> <li>○拠点形成に伴う利用者増に対応するため、自動車交通アクセスの改善を図る。</li> </ul>

図 整備方針図

(3) 西鉄春日原駅周辺まちづくり構想（令和6年3月）

春日新50年プランに掲げた「市の都心『中心拠点』整備」について、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業及び春日原駅周辺整備事業を契機に、西鉄春日原駅周辺において歩きたくなる魅力ある駅前空間を形成し、地域や民間事業者と協働して市の都心「中心拠点」にふさわしいエリアとすることを目指し、まちの将来像や実現するための施策に関する基本構想を策定しています。

<p><b>まちの将来像</b></p>	<p><b>変化しながら価値を高め、将来にわたって選ばれ続けるまち ～呼吸する春日原～</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の「中心拠点」として、連立事業を契機とした様々な仕掛けづくりを駅周辺が先導し、賑わいを面的に広げていく</li> <li>○商業地としてのポテンシャルを踏まえ、新たな事業・店舗等のイノベーションを生み出す仕掛けにより、まちが常に変化し続けている</li> <li>○かつての春日原朝市の良さやコミュニティスクール等を活かしたリアルな繋がりを通して、その時・その場所にしかない魅力が生み出されている</li> <li>○滞留空間や目的地となる場所が点在し、ライフスタイルやライフステージに関わらず、思い思いの時間を過ごすことができる</li> </ul>
<p><b>将来像を実現するための柱</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①【公共空間の活用】公共空間におけるパブリックな場づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行者が安心して歩ける道路空間を確保するため、道路空間の再配分や占有許可の特例などを検討する。パブリックな場を使いやすくする。</li> </ul> </li> <li>②【地区計画】民有地におけるパブリックな空間創出の誘導             <ul style="list-style-type: none"> <li>○民有地について、老朽化した建物の容積率を活用した建替促進のため、地区計画（まちづくりへ貢献を条件とした容積率の緩和）の策定を検討。</li> </ul> </li> <li>③【エリアマネジメント】民間（市民）での持続的な動きを支える体制づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントなどの活動をメインで支える、持続的に価値を高めるエリアマネジメントの組成、コミュニティスクールやSNSの情報発信を通し、顔見知りの関係を構築。</li> </ul> </li> </ol>

The diagram illustrates the future space image with the following components:

- Land Use:** Private land (民有地) on both sides of the road, and public land (公有地) for sidewalks (歩道) and roads (車道).
- Road Space Redistribution (道路空間の再配分):** Indicated by a pink box, showing adjustments to the road and sidewalk widths.
- Public Space Creation (パブリックな空間創出):** Includes 'Wall Position Retraction' (壁面位置の後退) and 'Open Space Creation' (オープンスペース化) on the private land side.
- Special Use of Road Occupation Permits (道路占用許可の特例の活用など):** A pink box pointing to a public space area with a green umbrella.
- Volume Ratio Bonus (容積率ボーナス):** A legend on the right shows that wall retraction, open space, and volume ratio bonuses are represented by green, pink, and blue colors respectively.
- Low-Floor Use Restrictions for Open Space (低層部の用途制限によるフリースペース化):** A pink box pointing to a ground-floor area, with a note: "※導入機能イメージ 子どもの遊び場" (Introduction function image: children's play area).
- Food Store (飲食店):** A small illustration of a restaurant.
- Regional Plan (地区計画あり):** A red double-headed arrow at the bottom indicates the presence of a regional plan.

図 将来の空間イメージ

(4) 春日市ため池保全等基本計画策定基礎資料（令和5年3月）

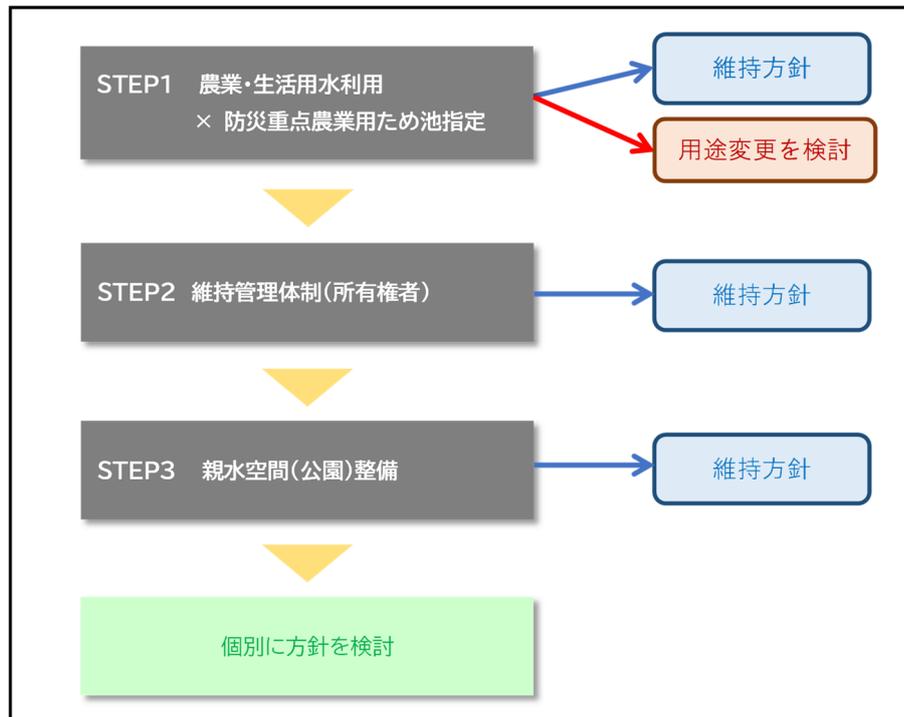
※春日市ため池保全等基本計画を令和6年度に策定予定

福岡県には、九州で最も多い4,760箇所のため池が存在し、春日市においては19箇所のため池が存在しています。ため池は、農業用水の確保はもとより、生物の生息・生育の場所の保全、良好な景観の形成、地域の憩いの場の提供、文化の伝承など、多面的な機能を有しています。

一方で、全国的には、ため池の築造時期は江戸時代以前の古いものが多いことから、ため池施設の老朽化の進行や、農業従事者の減少又は高齢化による管理組織の弱体化、権利関係の複雑化などの状況がみられます。このような状況のなか、近年、豪雨によるため池の決壊によって建物被害や人的被害が発生しており、ため池の適正な管理及び安全対策が求められています。

「春日市ため池保全等基本計画策定基礎資料」では、豪雨等に起因するため池の防災上の課題に対応するとともに、ため池の適正な管理と多面的機能の発揮を促進するため、春日市におけるため池のあり方を定めます。

■ため池の類型化フロー



■類型化の対象とするため池（全19箇所）

番号	名称	方針
1	盤石池	維持方針
2	上散田池	維持方針
3	寺田池	個別に方針を検討
4	春日貯水池	維持方針
5	社池	用途変更を検討
6	小倉新池	個別に方針を検討
7	須玖新池	個別に方針を検討
8	大牟田池	維持方針
9	白水池	維持方針
10	中原新池	用途変更を検討

番号	名称	方針
11	中原中池	用途変更を検討
12	ヒシャテガ浦池	個別に方針を検討
13	長添池	維持方針
14	大丸池	維持方針
15	重池	用途変更を検討
16	惣利池	個別に方針を検討
17	池の頭池	維持方針
18	龍神池	個別に方針を検討
19	西浦新池	個別に方針を検討

## 2-3 上位・関連計画、関連施策のまとめ

前項までに掲げた上位・関連計画、関連施策を踏まえ、立地適正化計画に反映すべき内容や整合を取るべき内容を以下に整理します。

上位・ 関連計画	福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	▶ 大規模集客施設の定義と広域拠点及び拠点の位置付けを踏まえ、整合を取った形で都市機能増進施設を設定します。
	第6次春日市総合計画	▶ 土地利用や都市整備、環境保全、防災に係る施策を踏まえ、誘導施策を検討します。 ▶ 代表的な指標を踏まえ、評価指標や防災指針の目標値を設定します。
	春日市まち・ひと・しごと創生総合戦略	▶ 目標・指針に基づく取組を踏まえ、誘導施策を検討します。
	春日市国土強靱化地域計画	▶ 都市整備・安全安心分野の「良好な住環境の確保」、「交通体系の整備」について、防災指針における具体的な取組を検討します。
	第2次春日市都市計画マスタープラン	▶ まちづくりの理念、まちづくりの目標、将来都市構造について、立地適正化計画においても踏襲し、将来都市構造におけるゾーン・拠点・軸の位置付けを踏まえて、各誘導区域等を設定します。
	第2次春日市緑の基本計画	▶ 緑の配置方針や先導的取組を踏まえ、誘導施策を検討します。
	春日市公共施設等総合管理計画	▶ 施設類型及び対象施設の分類や方針を踏まえて、都市機能増進施設を設定します。
関連 施策	春日市高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画	▶ 施策展開の方向性を踏まえ、都市機能増進施設を設定します。
	春日新50年プラン	▶ 地域別重点プロジェクトを踏まえ、都市機能増進施設の設定や誘導施策の検討をします。
	春日市中央部市民活動交流拠点複合施設基本構想及び土地利用基本構想	▶ 対象エリアの整備方針や複合施設の整備の方向性を踏まえ、都市機能増進施設の設定や誘導施策の検討をします。
	西鉄春日原駅周辺まちづくり構想	▶ まちの将来像や実現するための施策を踏まえ、都市機能増進施設の設定や誘導施策の検討をします。
	春日市ため池保全等基本計画策定基礎資料 ※春日市ため池保全等基本計画を令和6年度に策定予定	▶ ため池保全のあり方の方向性を踏まえて、居住誘導区域の設定や防災指針の検討に反映します。